



平成 22 年 4 月 8 日

各 位

会社名 株式会社ニトリ  
代表者名 代表取締役社長 似鳥 昭雄  
(コード番号 9843 東証第一部、札幌)  
問合せ先 執行役員経理部ゼネラルマネジャー  
前田 克己  
電話番号 03-6741-1204

## 商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 8 日付取締役会において、同年 5 月 7 日開催予定の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されること及び同年 6 月上旬に締結が予定されている吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、商号変更について決議するとともに、「定款一部変更の件」を同総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 商号の変更

##### 1. 変更の理由

平成 22 年 2 月 26 日付当社プレスリリース「持株会社体制への移行及び準備会社設立に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、責任体制の明確化を図るとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する予定であります。それに伴い、商号の変更を行うものであります。

##### 2. 新商号

株式会社ニトリホールディングス  
(英文名 Nitori Holdings Co., Ltd.)

##### 3. 変更日

本商号変更を含む「定款一部変更の件」が平成 22 年 5 月 7 日開催予定の当社定時株主総会において承認され、同年 6 月上旬に締結が予定されている吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該分割の効力発生日（平成 22 年 8 月 21 日（予定））に効力が生じるものといたします。

#### II. 定款の一部変更

##### 1. 定款変更の理由

(1) 当社は、吸収分割の方法により、平成 22 年 8 月 21 日（予定）を効力発生日として、当社の家具・インテリア用品販売事業及びグループの物流機能に係る事業を、当社の完全

子会社 2 社に対し、それぞれ承継させ、持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、現行定款第 1 条に記載された商号の変更を行うとともに、現行定款第 2 条に記載された事業目的の追加・変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、平成 22 年 6 月上旬に締結が予定されている吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を停止条件として、当該効力発生日に効力を生ずるものとする附則を設けておりますが、効力発生日の経過をもって、当該附則は定款より削除するものとします。

- (2) 現行定款第 17 条および現行定款第 23 条に定める取締役および監査役の員数につき上限を規定する変更を行うものであります。
- (3) 定時株主総会をより早期に招集することを可能とするため、現行定款第 12 条に定める定時株主総会の招集時期を変更するものであります。
- (4) 上記変更に伴い、文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
[商号]	[商号]
第 1 条 <u>当社は、株式会社ニトリとし、英文では nitori Co., Ltd. と表示する。</u>	第 1 条 <u>当社は、株式会社ニトリホールディングスとし、英文では Nitori Holdings Co., Ltd. と表示する。</u>
[目的]	[目的]
第 2 条 当社は、次の事業を <u>営む</u> ことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業およびこの関連事業を <u>営むこと、ならびに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理</u> することを目的とする。
1. 家具の製造、販売 <u>及び</u> 輸出	1. 家具の製造、販売 <u>および</u> 輸出
2. 家庭電気製品の販売 <u>及び</u> 輸出	2. 家庭電気製品の販売 <u>および</u> 輸出
3. インテリア製品の販売、取付工事一式 <u>及び</u> 輸出	3. インテリア製品の販売、取付工事一式 <u>および</u> 輸出
4. 土木建築請負工事	4. 土木建築請負工事
5. 土木建築設計 <u>及び</u> 施工監理	5. 土木建築設計 <u>および</u> 施工監理
6. 建築資材の販売	6. 建築資材の販売
7. 不動産の売買、仲介 <u>及び</u> 斡旋	7. 不動産、設備の売買、仲介、賃貸、管理 <u>および</u> 斡旋
8. 家具の原材料、部品の輸入、加工 <u>及び</u> 販売	8. 家具の原材料、部品の輸入、加工 <u>および</u> 販売
9. 家具 <u>及び</u> インテリア製品製造の技術指導	9. 家具 <u>および</u> インテリア製品製造の技術指導
10. 販売促進と広告宣伝の企画制作 <u>及び</u> 実施に関する業務	10. 販売促進と広告宣伝の企画制作 <u>および</u> 実施に関する業務
11. 広告宣伝用写真 <u>及び</u> 映画の制作に関する業務	11. 広告宣伝用写真 <u>および</u> 映画の制作に関する業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>12. 地域の開発、産業及び市場等に関する調査、研究及びその受託の業務</p> <p>13. 地域振興計画、都市計画、地区計画及びこれらに関する企画、調査、設計及び監理の業務</p> <p>14. 映像ソフト、音声ソフトの企画、立案、制作、出版、販売、賃貸とこれらに関する著作権の取得に関する業務</p> <p>15. 情報処理システムのソフトウェアの開発、販売並びに情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務</p> <p>16. 旅行の企画並びに旅行業法に基づく旅行業務</p> <p>17. 公開興行の請負並びに企画、立案、制作、運営、管理に関する業務、書籍、雑誌、新聞等の編集、出版、販売</p> <p>18. 芸術家、音楽家、俳優、演出家等のタレント及びスポーツ選手のマネジメント</p> <p>19. インターネットのショッピングモールの開設及び運営</p>	<p>12. 地域の開発、産業および市場等に関する調査、研究およびその受託の業務</p> <p>13. 地域振興計画、都市計画、地区計画およびこれらに関する企画、調査、設計および監理の業務</p> <p>14. 映像ソフト、音声ソフトの企画、立案、制作、出版、販売、賃貸とこれらに関する著作権の取得に関する業務</p> <p>15. 情報処理システムのソフトウェアの開発、販売ならびに情報処理サービスおよび情報提供サービスに関する業務</p> <p>16. 旅行の企画ならびに旅行業法に基づく旅行業務</p> <p>17. 公開興行の請負ならびに企画、立案、制作、運営、管理に関する業務、書籍、雑誌、新聞等の編集、出版、販売</p> <p>18. 芸術家、音楽家、俳優、演出家等のタレントおよびスポーツ選手のマネジメント</p> <p>19. インターネットのショッピングモールの開設および運営</p>
(新設)	
	<p>20. 経営指導および財務管理、労務管理の事務処理の受託</p> <p>21. 知的財産権の取得、維持、利用許諾および譲渡</p> <p>22. コンピュータのネットワークシステム、ソフトウェアおよび情報システムの企画、設計、開発、販売、保守ならびにこれらのコンサルティング</p> <p>23. 有価証券等への投資</p> <p>24. 倉庫業</p> <p>25. 港湾運送業</p> <p>26. 陸上運送業</p> <p>27. 運送取扱業および利用運送業</p> <p>28. 陸・海・空複合運送業ならびにその取扱業及び代理業</p> <p>29. 輸送、荷役用機器の賃貸業および売買業ならびにその代理業</p> <p>30. 損害保険代理業</p> <p>31. 人材派遣業</p> <p>32. 建設業</p> <p>33. 物品の修理および修繕業</p>
20. 前各号に附帯する一切の業務	34. 前各号に附帯する一切の業務
第3条～第11条 (条文省略)	第3条～第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>[招集の時期] 第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年5月</u> にこれを招集する。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>[員数] 第 17 条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第 18 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>[員数] 第 23 条 当社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>第 24 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>[招集の時期] 第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度 末日の翌日から3箇月以内</u>にこれ を招集する。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>[員数] 第 17 条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>第 18 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>[員数] 第 23 条 当社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>第 24 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>第 1 条および第 2 条の変更は、平成 22 年 6 月上旬に締結が予定されてい る当社と株式会社ニトリ分割準備会 社及び株式会社ニトリ物流分割準備 会社との分割契約に基づく吸収分割 の効力発生を停止条件として、当該 効力発生日に効力を生ずるものとす る。なお、本附則は、効力発生日の 経過をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
分割契約承認取締役会  
分割契約締結  
会社分割の効力発生日  
定款変更の効力発生日

平成 22 年 5 月 7 日(金)(予定)  
平成 22 年 6 月上旬(予定)  
平成 22 年 6 月上旬(予定)  
平成 22 年 8 月 21 日(土)(予定)  
平成 22 年 8 月 21 日(土)(予定)

以上